

事 業 者 各 位

ごみ搬入時における確約書の提出について

事業者がごみを出す場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第3条第1項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならない。」と規定されています。

小野クリーンセンターは一般廃棄物の処理施設であり産業廃棄物を搬入することはできません。

そこで事業系一般廃棄物を持ち込まれる事業者については、その内容物が一般廃棄物であることを、責任をもって確約していただくとともに、ごみを持ち込む際には、その都度「確約書」の提出が必要です。

開始時期 平成28年10月から

※確約書は小野クリーンセンターにあります。

また、小野クリーンセンターのホームページからダウンロードできます。

<http://ono-clean-center.or.jp/>

小野加東加西環境施設事務組合
(小野クリーンセンター)

☎0794-62-6250